

瀋陽環境整備計画（２）【中国】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	中国
(2) 案件名	瀋陽環境整備計画（２）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日，供与条件などを含む	<p>遼寧省瀋陽市における大気汚染対策として工場の設備の更新，熱供給施設の建設等を行うもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 土木工事 <p>ア 閣議決定日：平成 13 年 3 月 30 日 イ 供与限度額：61.96 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40(10)年 オ 調達条件：二国間タイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>瀋陽市では，エネルギー使用の 70%以上を石炭が占めており，煤塵，二酸化硫黄による大気汚染が問題となっている。1999 年の二酸化硫黄（SO₂）濃度は 0.072mg/m³であり，国家環境 2 級の基準値である 0.06mg/m³ を上回っている状況であったが，本事業の実施により，</p> <ul style="list-style-type: none">・ 二酸化硫黄（SO₂）濃度が 0.056mg/m³ まで低下・ SO₂ 排出量を 2,200 トン/年まで削減 <p>などの効果が見込まれている。</p> <p>瀋陽市では，大気汚染対策の実施を通じた環境改善が引き続き望まれており，本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>自然災害，原材料価格高騰等に伴う調達手続き，一部計画変更等に伴い遅延が生じた。実施スケジュールを延長し，現在事業は順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく，事業遅延の要因は解消され，また，事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから，引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース(http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料